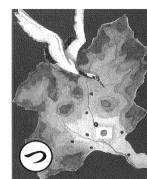




県紋章



つる舞う形の群馬県/上毛かるた

令和4年2月1日（火） 第9972号

目次

ページ

告示

- 皆伐面積の限度（森林保全課） 2
- 電線共同溝を整備すべき道路の指定（道路管理課） 3

公告

- 建設業法第29条の5第1項の規定による公告（建設企画課） 4
- 都市計画工業団地造成事業決定の県原案（都市計画課） 4
- 公聴会の開催（同） 5
- 都市計画区域区分変更の県原案（同） 5
- 公聴会の開催（同） 6

入札公告

- 一般競争入札の実施（小児医療センター） 7

■ 告 示

◎群馬県告示第25号

森林法施行令(昭和26年政令第276号)第4条の2第3項に規定する知事が許可すべき皆伐面積の限度は、次のとおりとする。

令和4年2月1日

群馬県知事 山 本 一 太

皆伐面積の限度を定める区域	保安林の種類	皆伐面積の限度 (ヘクタール)
神流川	水源かん養保安林	532.89
	土砂流出防備保安林	279.37
	保健保安林	30.52
藤岡市	干害防備保安林	18.88
鐺川	水源かん養保安林	370.12
	土砂流出防備保安林	404.69
	保健保安林	4.50
富岡市	干害防備保安林	1.76
下仁田町	干害防備保安林	6.08
碓氷川	水源かん養保安林	222.20
	土砂流出防備保安林	220.29
	保健保安林	0.98
安中市	干害防備保安林	3.66
烏川	水源かん養保安林	397.67
	土砂流出防備保安林	233.27
	保健保安林	129.98
高崎市	干害防備保安林	18.22
渋川市	干害防備保安林	2.56
吾妻川	水源かん養保安林	823.47
	土砂流出防備保安林	339.58
	保健保安林	20.26
中之条町	干害防備保安林	1.22
東吾妻町	干害防備保安林	11.20

長野原町	防風保安林	0.90
嬭恋村	防風保安林	1.00
利根川上流	水源かん養保安林	772.35
	土砂流出防備保安林	57.62
	保健保安林	12.58
沼田市	干害防備保安林	1.16
川場村	干害防備保安林	5.46
みなかみ町	干害防備保安林	5.04
片品川	水源かん養保安林	1192.20
	土砂流出防備保安林	159.74
	保健保安林	17.96
赤城西南部	水源かん養保安林	140.96
	土砂流出防備保安林	99.34
	保健保安林	20.20
前橋市	防風保安林	4.30
	干害防備保安林	62.25
渡良瀬川西部	水源かん養保安林	665.19
	土砂流出防備保安林	317.16
	保健保安林	112.26
太田市	干害防備保安林	3.44
桐生市	防風保安林	0.40
	干害防備保安林	9.49
みどり市	干害防備保安林	0.48

※ 数値は、国有林及び民有林の合計値

◎群馬県告示第26号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定により、電線共同溝を整備すべき道路を次のとおり指定した。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間
県道	川原畑大戸線	吾妻郡長野原町大字川原湯字打越477番2地先から同郡同町大字同字同499番7地先まで及び吾妻郡長野原町大字川原湯字金花山510番5地先から同郡同町大字同字同557番7地先までの上下線

■ 公 告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第2号の規定による処分をしたので、同法第29条の5第1項の規定により、次のとおり公告する。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一 太

- 1 処分をした年月日 令和4年1月21日
- 2 被処分者

商号又は名称	主たる営業所の所在地	代表者氏名	許可番号
株式会社北関石田組	群馬県渋川市有馬943番地1	代表取締役 芳賀秀和	群馬県知事許可（般-30）第24441号

- 3 処分の内容 建設業法第29条第1項第2号の規定による建設業許可の取消処分
 - (1) 取消処分の対象となる許可番号 群馬県知事許可（般-30）第24441号
 - (2) 取消処分の対象となる建設業 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、水道施設工事業及び解体工事業
- 4 処分の原因となった事実 被処分者の取締役になされた者は、平成30年10月25日に前橋地方裁判所から覚醒剤取締法（昭和26年法律第252号）違反により懲役2年6月（執行猶予5年）の刑の言渡しを受け、同年11月9日にその刑が確定していた。このことは、建設業法第29条第1項第2号に該当する。

館林都市計画工業団地造成事業について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条第1項の規定により決定するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一 太

館林都市計画工業団地造成事業を次のように決定する。

- 1 都市計画工業団地造成事業 次の工業団地造成事業を決定する。
館林北部第四地区工業団地造成事業 面積約19.3ha 館林市大新田町の一部

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画工業団地造成事業に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一太

- 1 開催期日及び場所 令和4年2月24日（木）午後2時から 館林市役所5階研修室
- 2 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課において、令和4年2月1日（火）から同月15日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 3 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和4年2月15日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 4 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- 5 その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 6 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

館林都市計画工業団地造成事業の決定（館林北部第四地区の決定）に関する公述申出書			
			年 月 日
群馬県知事 山本 一太 あて			
令和4年2月1日付け群馬県報に掲載された館林都市計画工業団地造成事業の決定に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。			
1	公述申出人	住所	電話番号
		氏名	年齢
			職業
2	都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要）		
3	意見の要旨（別紙のとおり）		

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

館林都市計画区域区分について、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第1項の規定により変更するに当たり、当該都市計画の県原案を次のとおり定めた。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一太

館林都市計画区域区分を次のように変更する。

- 1 市街化区域及び市街化調整区域の区分 次の区域を新たに市街化区域に編入する。

館林北部第四地区 面積約20.7ha 館林市大新田町の一部

2 人口フレーム 人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。

区分	年次	平成27年 (基準年)	令和7年 (基準年の10年後)
都市計画区域内人口		476.8千人	おおむね451.0千人
市街化区域内人口		334.3千人	※ おおむね317.8千人
配分する人口		—	おおむね319.2千人

※ 令和7年における市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口は想定されていない。

群馬県都市計画公聴会規則（昭和45年群馬県規則第85号）第2条第1項の規定により、館林都市計画区域区分に係る公聴会を次のとおり開催する。

令和4年2月1日

群馬県知事 山本 一太

- 開催期日及び場所 令和4年2月24日（木）午後2時から 館林市役所5階研修室
- 作成しようとする都市計画の案 館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の案（都市計画原案は、群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部館林土木事務所及び館林市都市建設部都市計画課において、令和4年2月1日（火）から同月15日（火）まで閲覧に供する（ただし、群馬県の休日を定める条例（平成元年群馬県条例第16号）第1条第1項に規定する休日を除く。）。）
- 公述の申出 公聴会に出席して意見を述べようとする者は、住所、氏名、年齢、職業、電話番号並びに都市計画案についての利害関係及び意見の要旨を記載した書面（別記様式）により、令和4年2月15日（火）までに下記に到着するよう提出すること。
〒371-8570 前橋市大手町一丁目1番1号 群馬県県土整備部都市計画課
- 公述人の選定 公述人は、前記によってあらかじめ申し出た者のうちから知事が選定し、その旨を通知する。
なお、公述時間は、10分以内とする。
- その他 公述の申出がなく、公聴会を開催しない場合は、公聴会開催予定日の1週間前に群馬県県土整備部都市計画課、群馬県県土整備部館林土木事務所、館林市都市建設部都市計画課及び公聴会の開催予定の場所に掲示する。
- 公聴会の問合せ先 群馬県県土整備部都市計画課 電話027-226-3656
別記様式

館林都市計画区域区分の変更（館林北部第四地区の決定）に関する公述申出書		年	月	日
群馬県知事 山本 一太 あて				
令和4年2月1日付け群馬県報に登載された館林都市計画区域区分の変更に係る都市計画の県原案に対して、次のとおり意見を述べたいので申し出ます。				
1 公述申出人	住所	年齢	電話番号	
	氏名		職業	

- | |
|---------------------------------|
| 2 都市計画案に係る利害関係（関係市町村の住民等は、記載不要） |
| 3 意見の要旨（別紙のとおり） |

「意見の要旨」作成上の注意

A4判400字詰め原稿用紙1枚程度とし、横書きとすること。

■ 入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

なお、この公告による調達は、WTO（世界貿易機関）に基づく政府調達に関する協定（平成7年条約第23号）の適用を受けるものである。

令和4年2月1日

群馬県立小児医療センター院長 外 松 学

1 調達内容

- (1) 調達件名 群馬県立小児医療センター清掃及びごみ収集業務委託
- (2) 調達件名の仕様等 入札説明書による。
- (3) 履行期間 令和4年4月1日（金）から令和7年3月31日（月）まで
- (4) 履行場所 群馬県立小児医療センター
- (5) 入札方法 上記(1)の件名に対し入札に付する。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格 次に掲げる要件を満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 群馬県財務規則（平成3年群馬県規則第18号。以下「規則」という。）第170条の2第3項の規定により作成された令和2・3年度物件等購入契約資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載されている者であること。

なお、この公告の日現在で資格者名簿に登載されていない者については、規則第190条の2の規定により、令和4年2月22日（火）までに群馬県会計局会計管理課に競争入札参加資格審査申請を行い、同年3月7日（月）午後5時までに、資格者名簿の登載を確認し、群馬県立小児医療センター事務局総務課へその旨連絡すること。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき、更生手続開始又は再生手続開始（以下「手続開始」という。）の申立てをしていない者であること。ただし、手続開始の決定後に、入札に参加する資格に支障がないと認められる者は、この限りでない。
- (4) 本件入札公告の日から入札日までの間において、規則第170条第2項の規定による入札参加制限を受けていない者であること。
- (5) 入札日において、県から指名停止を受けていない者であること。
- (6) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- (7) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支

店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団等(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者をいう。)でないこと。

(8) 過去3年以内に、150床以上の病床を有する病院の清掃業務を、2年以上確実に履行した実績を有する者であること。

(9) 日本国内において、県が行う立会検査に応じられる者であること。

(10) その他、入札説明書及び仕様書に記載されている要件を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

(1) 申請書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先 〒377-8577 群馬県渋川市北橘町下箱田779番地 群馬県立小児医療センター事務局総務課 船山晋 電話0279-52-3551

(2) 入札説明書の交付方法 令和4年2月1日(火)から同月25日(金)までの日(群馬県の休日を定める条例(平成元年群馬県条例第16号。以下「休日条例」という。)第1条第1項に規定する休日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間、上記(1)の場所において交付する。

(3) 入札参加資格の確認 入札に参加を希望する者は、入札説明書に規定する書類を添付した申請書(以下「申請書等」という。)を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出された申請書等について県が説明を求めた場合は、速やかにこれに応じなければならない。また、入札参加資格確認結果は、令和4年3月8日(火)までに入札参加資格確認通知書で通知する。

ア 申請書等の提出期限 令和4年3月1日(火)午後5時まで(受付日及び時間は、休日条例第1条第1項に規定する休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時まで)

イ 申請書等の提出方法 郵送又は上記(1)の場所に持参とする。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、上記アの提出期限までに上記(1)の場所に必着のこと。また、封筒に「清掃及びごみ収集業務委託の入札参加資格確認申請書類在中」と朱書きすること。

ウ 提出部数 1部

(4) 入札及び開札の日時及び場所 令和4年3月15日(火)午前10時 群馬県立小児医療センター2階研修会議室(郵送による場合は、書留郵便とし、同月14日(月)午後5時までに上記(1)の場所に群馬県立小児医療センター院長あて親展で必着のこと。また、二重封筒の表封筒に「清掃及びごみ収集業務委託入札書在中」と朱書きすること。)

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金 免除

(3) 入札の無効 本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他規則第176条各号に掲げる入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否 要

(5) 落札者の決定方法 規則第169条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

なお、落札者となるべき者が2者以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちくじを引かない者があるとき又は郵送により入札を行った者でくじを引くことができないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせるものとする。

- (6) 調達内容の変更等 令和4年度群馬県病院事業会計予算が議決されなかった場合其他県の都合により、本件調達手続きの変更、停止等の措置を行うことがある。
- (7) 落札決定の効果 当該入札の落札決定の効果は、令和4年4月1日の令和4年度予算発効時において効力を生ずる。なお、契約の締結は、同日とする。
- (8) その他 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Official in charge of disbursement of the procuring entity: SOTOMATSU Manabu, Director of the Gunma Children's Medical Center
- (2) Nature and quantity of the services to be required: Building cleaning and collecting of garbage in the Gunma Children's Medical Center
- (3) Bidding deadline: Tuesday, March 15, 2022 at 10:00 a.m. (JST) (bidding by registered mail must be received by Monday, March 14, 2022 at 5:00 p.m. (JST))
- (4) For further details, please contact: FUNAYAMA Shin, General Affairs Section, Management Office of the Gunma Children's Medical Center, 779 Shimohakoda, Hokkitsu-machi, Shibukawa-shi, Gunma-ken, 377-8577, Japan, TEL 0279-52-3551(Japanese language only)